

2008年度（平成20年度）第4回福山市入札監視委員会会議概要

1 会議名

2008年度（平成20年度）第4回福山市入札監視委員会

2 開催日時・場所

2009年（平成21年）2月24日（火）午前10時～午前11時50分
福山市役所議会棟3階 第5委員会室

3 出席委員

中山委員，相原委員，三谷委員，西原委員，竹田委員

4 出席した職員

建設管理部長，土木部長，水道局業務部長，水道局工務部長，建設政策課長，契約課長，
港湾河川課長，技術検査課長，北部建設産業課長，神辺建設産業課長，水道局経理課長，
水道局施設課長，水道局配水課長

5 会議の概要

（1）2008年度（平成20年度）の契約状況等について

契約課長から次のとおり説明を行った。

本年1月末までの福山市発注分の入札件数は905件で，落札率は79.53%，水道局発注分については入札件数156件で，落札率は85.61%であった。

福山市発注分について，本年1月末までの落札率を2004年度の落札率と比較したところ，11ポイント，2005年度と比べ，7.9ポイント，2006年度と比べ，1ポイントの低下が見られた。また，水道局発注分についても，この間で6.8ポイントの低下が見られた。

2007年度との落札率の比較については，福山市発注分について約5ポイント，水道局発注分については約3ポイントの上昇が見られる。これは，本年度，企業の健全経営等に配慮し最低制限価格制度を見直し，各業種において最低制限価格が前年度と比べ4%から7%程度引き上がったことによるものと考えている。

（2）2009年度（平成21年度）の入札及び契約制度の改善について

契約課長から次のとおり説明を行った。

地域要件の設定について

大雨，地震等の緊急時の災害対応や雇用の確保等，建設業者が自らの役割を果たし，地域における安心・安全なまちづくりに貢献し，地域で持続的に活動するため，一定の発注金額において，条件付一般競争入札の地域要件を設定した発注を試行する。対象工事として，土木一式工事，舗装工事及びとび・土工・コンクリート工事で設計金額1千万円未満の工事を対象とする。市内を3地域に区分し，その地域内での条件付一般競争入札を実施

する。

上位等級から入札に参加できる特例措置について

建設業者の地域での持続的な活動と、確実かつ円滑な施工体制の確保を目的として、当該地域事情に精通した者に入札できる特例措置を試行する。

入札参加要件の設定について

建設工事の条件付一般競争入札の参加要件として、土木一式工事及び建築一式工事を除く工事について、その専門性を高め、工事品質の一層の確保を図るため、対象工事の発注金額に相応する施工実績を求める方法を試行する。経営事項審査における年間平均完成工事高が、当該工事の予定価格以上であることを条件付一般競争入札の基本的な入札参加要件とする。

建設工事の最低制限価格制度の見直しについて

本市は、これまで、透明性の向上や公正な競争の促進を図るため条件付一般競争入札を拡大し、その結果、より一層競争性が高まり、落札率が大幅に低下している。しかし過当な競争により、地域の安心・安全を支える地元建設業者が疲弊するような状況になってはならず、今日の未曾有の経済危機に対応し、企業の健全経営の観点から最低制限価格制度の更なる見直しを行う。中央公共工事契約制度運営連絡協議会が改正した低入札価格調査基準価格モデルに準じ、市が積算した工事費の内訳である直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費にそれぞれ工事の種類ごとに定める一定の割合を乗じ、合計したものを基準価格とし、これを開札時にコンピューターで0から1%未満の範囲で自動調整し最低制限価格を算出する。

測量・建設コンサルタント等業務の格付けについて

本市が発注する建設工事に関する測量・建設コンサルタント等業務について、その目的及び内容に最も適した者を公正かつ確かな手続きにより選定し、発注することを目的とする。格付けの対の対象とする業務分野は、測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務の5分野で、格付けの方法として業務分野別年間平均実績高、自己資本額、技術者の資格、営業年数をもとに客観点数を算出し等級格付けを行う。

これらの制度改善の実施期日は本年4月1日からとする。

(3) 抽出案件の選定理由について

三谷委員から次のとおり説明を行った。

条件付一般競争入札から、入札参加者が1社しかなかったもののうち、入札参加資格要件をどのように設定したのか知りたくて1件、本年度から試行の総合評価方式から、その内容について確認するため、1件選定した。指名競争入札から、神辺町内で施工する工事は落札率が非常に狭い範囲の中に集中しており、公正な競争の結果かどうか知るため、1件選定した。

また、水道局発注分について、条件付一般競争入札から入札参加者が1社又は2社の案件のうち、予定価格の大きいものから2件選定した。

(4) 抽出案件の審議

- ア 漁港改修工事（田尻漁港）（20 - 1 工区）
- イ 道路舗装工事（下有地下山守線2 工区）【総合評価方式】
- ウ 古月田水路改良工事
- エ 配水管布設工事
- オ 防塵ネット取替工事

（5）入札及び契約手続の運用状況についての報告

指名除外措置運用状況について、契約課長から取りまとめて報告を行った。

（6）次回委員会の開催日時について

来年5月中旬から5月下旬に開催することとし、日程については、後日事務局が調整する。

（7）次回委員会で審議の対象とする工事の抽出方法について

次回の事案の抽出は、本年1月から3月分を対象として、中山委員長が担当する。

6 発言の要旨

主な質疑応答は、次のとおりである。

（1）入札及び契約制度の改善について

Q1 これらの入札及び契約制度の改善について試行ということだが、どのくらいの期間を想定しているのか。

A1 短期間での制度改正は業者にとっても望ましくないため、この1年間の状況を見て判断したい。

Q2 いままでコンサルタント業務については格付けを行っていなかったのか。

A2 工事のような客観的基準がなかったため、格付けを行っていなかった。

（2）抽出案件の審議

ア 漁港改修工事（田尻漁港）（20 - 1 工区）について

Q1 過去に、港湾河川課が発注した田尻漁港改修工事では、1件の例外を除き複数業者が入札に参加しているが、今回は入札参加要件を満たす業者が複数存在しているにもかかわらず、1社しか入札参加者がいない。今回の工事は、過去の田尻漁港改修工事で入札参加できた業者が参加できないような特殊な工事であったのか知りたい。

A1 田尻漁港改修工事は、2003年度（平成15年度）に工事着手し、2009年度（平成21年度）に完了する事業である。鋼構造物工事での発注は今回が初めてであり、事前の調査では、入札参加要件を満たす県内に本店、支店又はこれに準ずるものを有する業者は11社で、そのうち2社が指名除外となっており、対象業者は9社であったが、結果として1社しか入札参加者がいなかった。

Q2 この9社のうち、県東部に拠点のある業者は何社いるか。

A2 ほとんどが広島市内に本店、支店又はこれに準ずるものを有する業者である。

Q3 同種の工事は今後も続くのか。

A3 浮棧橋の工事は、この工事で終わりである。

Q 4 ハイブリッド構造物とは、具体的にどのようなものか。

A 4 ハイブリッドとは、2つの異質の物を結びつけ1つの物を作ることをいい、この工事では中側に鉄板で箱船（浮函）を作り、外側をプレストコンクリートで巻き、浮棧橋を作るものである。

Q 5 こうしたハイブリット工法は一般的な工法なのか、特殊なものなのか。

A 5 浮棧橋の工法としては、PCハイブリット、RCハイブリット、鋼製とかいろいろあるが、現在標準的に行われているのは、PCハイブリットとRCハイブリットである。

PCハイブリット工法は最新工法で、対応できる業者は限られてくる。

ハイブリット工法は技術的に難しく経費もかなりかかるものと思う。一社しか応募がなかったことは残念ではあるが、落札率を論ずるべきものとは思わない。

イ 道路舗装工事（下有地下山守線2工区）【総合評価方式】について

Q 6 本年度から試行の総合評価方式で落札決定された案件であり、総合評価方式の発注内容について詳しく知りたい。

A 6 総合評価方式は、価格以外の要素として、施工計画や技術者の施工能力等の技術力に加え、企業の社会貢献度等を評価し、価格および品質が総合的に優れた調達を目的とする方式である。「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、工事の品質確保を目的としたもので、国・県において実施している。本市においても、下水道工事で2件とこの案件の計3件を実施している。

この工事は、府中市や芦田町と市内を結ぶ主要な道路の舗装工事で、施工場所は非常に交通量が多いため、入札参加者から施工中の安全かつ円滑な通行のための技術的な所見を求め、価格と総合的に判断することが必要なため、総合評価方式によるものとし、本市建設工事総合評価方式試行要綱第3条第1号の簡易型により実施した。

要綱第9条の価格以外の項目について、工事施工場所の交通量が非常に多いため、入札参加者から簡易な施工計画を提出させ、施工中の安全かつ円滑な通行のための技術的な所見を求め、現地状況の的確な把握と技術的な工夫がなされているかについて採点した。

次に、企業の施工能力については、過去5か年度と同種工事の施工実績、過去3か年度の工事成績、ISOマネジメントシステムの取得状況を評価内容とし、さらに、舗装工事の精通性、専門性を問うために、舗装工事に欠かせない機械であるアスファルトフィニッシャの保有状況を評価内容とした。

また、配置技術者の能力については、保有する資格、過去5か年度と同種工事の従事経験、継続教育への取組状況について評価内容とし、舗装工事の専門性を問うため舗装施工管理技術者である場合は加算するものとした。

次に、地域精通性として、工事施工場所に近いかどうかとの観点から評価し、企業の社会性として、本市が重要施策として取組んでいる、障害者の雇用状況、次世代育成支援の取組状況、男女共同参画の取組状況についてそれぞれ評価内容とした。これらの評価内容の合計23点を20点に換算し、基礎点100点を加え入札価格で割ったものを評価値として、評価値の最も高い者を落札者とした。

入札参加者に求めた施工計画について、この工事の施工場所は交通量が非常に多く、施工中の安全かつ円滑な通行のための交通誘導員の配置計画や日々の交通開放の方法

について現地を精査・調査した記述があるか、現地との整合性や施工時間帯など具体的に把握ができていないかの観点から、施工計画並びに施工上の課題への対応について審査し採点した。

Q 7 価格、品質を総合的に評価し、すぐれた業者に施工させるという制度の目的については異存はないが、はたして施工業者が優れているのかが分からない。全体的に福山の業者のレベルがどのくらいのところにあるのか。

A 7 国、県では総合評価方式による発注をかなり行っているが、本市では本年度が初めてであり、今回の発注に当たり簡易な施工計画を参加者に求め、契約課のホームページに施工計画のサンプルを掲載したが、これと同様の書き方をした業者もあり、現時点ではまだ業者にこの制度が十分に理解されていないようである。

Q 8 市は総合評価方式の制度について業者へ事前に説明しているのか。

A 8 総合評価方式については、本年度の入札・契約制度として通知しているが、個別の案件について具体的な説明はしていない。今後も総合評価方式を試行していく上で制度の改善と合わせ業者に周知していきたい。

Q 9 評価値で落札者を決定しているが、評価値は相対的な値であり、何か目安がないとどの評価値が優れているのかが分からない。その工事について標準的な評価値を示す等、比較できるようにしてほしい。

A 9 ご指摘のことについては、今後研究していきたい。本年度3件実施した総合評価方式の入札について技術力を求めたが、最低制限価格を下回る業者もあった。

Q 10 落札した業者よりも低い価格で入札し落札できなかった業者について、市として何らかの指導を行っているのか。

A 10 落札結果は、評価値を含めインターネットで公表しているが、審査の過程等については通知をしていない。問い合わせがあれば答えている。

Q 11 落札業者の技術点が他の業者と比べ格段に高いがどういうことか。

A 11 この業者は他の業者と比べ配置技術者の能力が高く、また、施工計画の妥当性や現場の状況を良く把握した記述内容であった。

Q 12 次年度以降の総合評価方式の入札の発注件数はどのくらいか。

A 12 本年度は3件しか実施できなかった。来年度についてはもう少し簡易な方法はないか方法を探り、拡大の方向で検討したい。

ウ 古月田水路改良工事について

Q 13 合併特例で指名競争入札方式が行われている旧神辺町地域の入札であるが、落札率をみると10月から12月の31件の工事のうち、28件の落札率が93%から94.9%のわずか2%の狭い範囲の中に集中している。さらに、94.0%から94.9%のわずか1%の狭い範囲の中に22件が集まっており、全体の7割強が94.0%から94.9%の落札率である。工種、設計金額、指名業者の違いにかかわらず、神辺町の指名競争入札は落札率93%から94.9%の間の数字で落札するのが慣例化していると思われる状態であり、公正な競争の結果といえるのか。また、同一地域の他の工事についても同じ業者が落札しており、落札業者と工事場所の強い牽連性が見受けられるため、どのような入札が行われたのか検証したい。

A 1 3 業者選定について、合併特例措置により神辺町内で施工する工事は、神辺町内に本店を有するものから指名することとしており、この工事の設計金額に対応するD等級の業者は神辺町内に9社あり、同時期にこの工事を含め3件を発注しそれぞれ落札決定した。

現在、指名競争入札を行っているのは神辺町内で施工する工事のみで、限られた地域内での指名競争入札に課題があるものと考えている。合併後の新市町、内海町、沼隈町、神辺町とそれ以外の福山市全体の年度別の落札状況を見ると、落札率はその年度の大規模工事が大きく影響するため単純に比較はできないが、合併特例措置終了後と比べ特例期間中の落札率はいずれも高いものとなっている。いずれにしても、本年4月1日以降は、神辺町の特例措置もなくなり、福山市全体の落札率と同様の状況となるものと考えている。

エ 配水管布設工事について

Q 1 4 条件付一般競争入札の高額な案件にもかかわらず、2社しか応募がなく、こうした工事こそ多くの業者が参加し競争すべきと考えるが、参加者が少ないのはどのような理由があったのか。

A 1 4 この工事は、千田浄水場から神辺町内に水道水を送る幹線の配水管布設工事で、国道313号の車道部分の地下1.2mに管口径400mmの耐震性のダクタイル鋳鉄管を延長1.4kmに渡り布設する工事であり、水道工事の中では大規模な工事である。入札参加資格として、設計金額による発注等級はA及びB等級で、特定建設業の許可を有する者、技術者については、大口径のNS鋳鉄管工事の資格を有する者を配置できるものとした。この要件を満たす者は、市内に7社のみであるため、県内に本店、支店又はこれに準ずるものに範囲を広げ公告したが、結果として参加者が少なかった。また、応募した2社のうち1社が辞退したことについて、辞退の理由は把握していないが、工事の難易度や技術者の配置によるものではないかと思われる。

Q 1 5 応募した業者2社とも市内の業者か。県の西部の業者は福山の工事には参加してこないのか。

A 1 5 2社とも市内業者であり、結果として本市以外の業者は参加していない。

水道局発注の工事は落札率が高い傾向にあるが、落札率は少しずつ下がる傾向にあり、様子を見たい。

Q 1 6 配水管の取替は今後も続くのか。市内でどのくらいあるのか。

A 1 6 老朽管の布設替えや支障移転等による配水管の布設替え工事は、毎年総延長48～50kmを予定している。

Q 1 7 市内の業者はNS型鋳鉄管配管技能講習を全社受けているのか。

A 1 7 大口径管の施工ができるNS型鋳鉄管配管技能講習受講者は60人程度おり全社ということではない。250mm以下の小口径管については200人程度いる。

Q 1 8 NS型鋳鉄管配管技能講習は毎年行っているのか。

A 1 8 2006年度より実施され、本市は1回行っている。社団法人日本水道協会が主催の講習がある。

Q 1 9 この講習会は受講すれば資格がもらえるのか。

A 1 9 実技もある。

オ 防塵ネット取替工事について

Q 2 0 防塵ネット設置工事と他の水道工事では工種が異なるが、やはり参加者が1社しかいなかった。結果として、1社しか入札がなかったものについては、競争原理が働いていないものと思っている。どのような入札条件を設定したのか教えてほしい。

A 2 1 この工事は、箕島浄水場内の沈殿池の浄水井出口に金属製のネットを設け、取水時に入り込む微細なごみをネットにより捕捉し、そのごみを定期的に取り除き、ネットを高圧洗浄し復歸させる装置を製作・設置する工事である。通常、除塵装置は水路に設置するが、今回の工事のように沈殿池の浄水井出にL字型に設置するのは特殊であり、施工業者は、除塵設備の専門メーカーに限られる。この条件を満たす県内に本店、支店又はこれに準ずるものを有する者は6社あった。

Q 2 1 防塵ネットは、日本の水道施設には不可欠な設備にもかかわらず、設置工事のできる者が6社しかないというのは不思議である。

A 2 1 6社が全てではなく、要件を満たす県内に本店、支店又はこれに準ずるものを有する者が6社であり、県外については把握していない。

Q 2 2 最近では、防塵設備工事をどのくらい前に発注しているのか。

A 2 2 2001年度、2002年度に中津原浄水場の改修工事を行っている。

Q 2 3 その際はどのような入札方法で行っているのか。

A 2 3 公募型指名競争入札で実施し、5社が参加した。今回の受注業者も参加している。

Q 2 4 過去5社参加があったものが今回は1社しか応募がなかったということは、価格設定が安かったのか、工事に魅力があまりなかったのか。

A 2 4 この工事は現場に合わせ特注で製作する必要があること、また発注の時期が11月ということもあり、参加者が1社しかなかったかもしれない。

Q 2 5 この工事は定期的な発注であるのか、緊急的な発注であるのか。

A 2 5 今までのスクリーンは布製であることにより、ごみが通り抜け、利用者に迷惑をかけたため、今回は目が6mmのステンレス製に替えている。

Q 2 6 スクリーンはどのくらい持つのか。

A 2 6 20年から30年持つよう管理していきたい。今までの布製は10年から15年前に設置し、その間1、2回交換している。

(3) 指名除外措置について

Q 1 落札して契約を締結しなかったとして指名除外となった業者いるが、内容を具体的に知りたい。

A 1 この業者は、一般競争入札において同日に2件落札したが、1件については技術者の配置が可能であるが残りの1件は配置できないとして1件しか契約しなかったため、福山市建設工事等指名除外基準要綱に基づく措置要件の契約締結拒否の規定により、6か月の指名除外措置を行い、落札金額の5%の違約金を徴取した。この案件については再公告をし、別の業者が受注している。

Q 2 先方の勝手な都合で契約を締結しなかったのだから、重い方のペナルティを科しても

良いのではないか。

A 2 このようなケースでは県も同様の措置期間を行っている。

Q 3 再公告をして契約した金額が、当初この業者が落札した金額と比べ5%以内でなければ、市は損失をこうむったことになるのではないか。これについて次回の入札監視委員会で回答してほしい。

A 3 次回の委員会で回答させていただきたい。